

## 地域建設業経営強化融資制度の運用について

国土交通省では、平成20年11月4日に

「地域建設業経営強化融資制度」を創設しました。

宿毛市におきましても、中小・中堅元請建設事業者の資金調達の円滑化を図るため、この制度を利用することができることとしましたので、ご活用ください。

なお、本制度の利用に当たっては、以下を御覧いただき、御不明な点などがございましたら相談窓口までお問い合わせください。

### 1. 制度の概要

宿毛市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設事業者が地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、宿毛市から債権譲渡の承諾を得た上で、工事請負代金債権を担保に債権譲渡先又は金融機関から以下の融資を受けられる制度です。

出来高部分	一般財団法人建設業振興基金の債務保証により債権譲渡先が行う転貸融資
未完成部分	保証事業会社の債務保証により金融機関の判断で直接行う融資

### 2. 対象となる建設事業者

中小・中堅元請建設事業者

※中小・中堅元請建設事業者とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が

20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設事業者

### 3. 対象となる工事

宿毛市が発注する工事で、出来高が2分の1以上の工事。ただし、複数年度にわたる工事で最終年度でない工事等を除く。

### 4. 市が債権譲渡を承諾する時期

工事の出来高が2分の1以上に達したと認められる日以降

### 5. 債権譲渡先（＝債権譲受人）

一般財団法人建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合又は一定の民間事業者

### 6. 手続きの流れ

(1) 元請業者（債権譲渡人）が債権譲受人へ融資の申し込みを行い、工事請負代金債権の譲渡契約を締結する。

- (2) 元請業者と債権譲受人が共同で、本市に債権譲渡承諾の申請を行う。
- (3) 債権譲渡承諾の申請に基づき、本市は要件を確認したうえで、債権譲渡を承諾する。
- (4) 債権譲受人は一般財団法人建設業振興基金の保証により元請業者に対して出来高の範囲内で融資を行う。
- (5) 工事の検査完了後、本市は工事代金を債権譲受人に対して支払う。

#### 7. 相談窓口

一般財団法人建設業振興基金	電話 03-5473-4575
西日本建設業保証株式会社高知支店	電話 088-822-6022

#### 8. その他

詳しくは、こちらをご覧ください。

(一財) 建設業振興基金のホームページ

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>